

立地適正化計画検討会議（計画策定に係る有識者会議）の設置について

（目的）

第1条 立地適正化計画検討会議（計画策定に係る有識者会議）（以下「会議」という。）は、四日市市立地適正化計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、専門的な知見等から幅広く意見聴取を行うことを目的として、設置する。

（組織）

第2条 会議は、委員6人とオブザーバー2人以内で組織する。

2 委員は、まちづくりや公共交通など都市計画の分野に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。

（役員）

第3条 会議に座長を置き、学識経験者である委員がこれを務める。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 会議の議長は、座長をもって充てる。

2 会議は、座長の議事進行の下、四日市市都市整備部都市計画課が計画の策定に関する事項について説明し、委員がこれに対し、専門的な知見等から意見を述べる形式で進めるものとする。

（計画の策定）

第5条 市は、計画の策定にあたり、会議で聴取した意見を十分に考慮するとともに、計画に反映させるよう努めるものとする。

（公開）

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、座長は、公開することにより公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められるなど、特別な理由がある場合には、非公開とすることができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、四日市市都市整備部都市計画課において処理する。